

## 証明書等交付請求書

①印鑑登録証明書 ②住民票関係 ③戸籍関係 ④税関係

【注意事項】委任状(本人自署・押印あり)が必要な場合

- 別世帯の人の「住民票の写し」・「税証明」を請求する場合
- 本人以外の人「身分証明書」・「戸籍届出書の受理証明書」等を請求する場合
- 戸籍に記載された直系血族(祖父母・父母・子・孫など)以外の人「戸籍関係」を請求する場合

## ★窓口に来た人についてご記入ください

※第三者請求で法人の場合、その名称  
代表者氏名、事業所の所在地も記入

必ず 記載	窓口に来た人(請求者)	あなたと証明する人との関係に <input checked="" type="checkbox"/> をして下さい。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	
	住所		
	氏名	生年月日	
	電話番号(連絡がとれるもの)	( )	大・昭・平・令

## ① 印鑑登録証明書

\* 窓口に来た人が、本人の場合、登録番号のみ記入  
\* 同一世帯の場合、住所の記入は不要

登録番号		※印鑑登録証(カード)がないと発行できません	
印鑑登録者	住所	南アルプス市	
	氏名		
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	
登録者との関係	夫・妻・子・父・母・祖父・祖母・その他( )		1通 300円 必要枚数 (25) 通

## ② 住民票関係

\* 窓口に来た人が、本人又は同一世帯の場合、住所の記入は不要

証明する人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他( )	住民票関係(全て) 1通 300円		
住所	南アルプス市		使用目的 に使用	
世帯主	氏名	生年月日		記載内容 <input checked="" type="checkbox"/> のないものは表示されません
	大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者	
・世帯の一部(抄本) ・「除票」 が必要な方は右欄に ご記入ください	氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 世帯主・続柄	
	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 国籍・地域	
<input type="checkbox"/> 世帯全員(謄本)	(18) 通	<input type="checkbox"/> 除票	(20) 通	<input type="checkbox"/> 在留情報
<input type="checkbox"/> 世帯の一部(抄本)	(18) 通	<input type="checkbox"/> 不在住証明	(21) 通	<input type="checkbox"/> 住民票コード
<input type="checkbox"/> 改製原住民票	(18) 通	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書	(22) 通	<input type="checkbox"/> 個人番号
<input type="checkbox"/> 閲覧(本庁のみ)	(19) 件	<input type="checkbox"/> その他証明( )	(23) 通	

## ③戸籍関係 ④税関係の証明が必要な方は裏面へ

職員 記入	免許証	パスポート	住基カード(写真有・無)	手数料 合計	通	円	領収印
	保険証	個人番号カード	在留カード・特別永住者証明書				
	資格証	障がい者手帳	その他( )	No.			

### ③戸籍関係

\* 証明する戸籍の本籍地が南アルプス市の方


裏面

証明する戸籍と窓口に来た人の関係		使う人の住所	
<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> それ以外  (右に記入)	使う人の氏名	
<input type="checkbox"/> 配偶者		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
<input type="checkbox"/> 直系血族		電話番号	
<b>本籍</b>	南アルプス市		
<b>筆頭者氏名</b>	(亡くなっても変わりません。)		生年月日
			大・昭・平・令 年 月 日
<b>必要な人の氏名</b>			生年月日
			大・昭・平・令 年 月 日
<b>使用目的</b>	相続・年金・パスポート・その他〔 〕		
<input type="checkbox"/> 全部事項証明(戸籍謄本)	(1) 450円	通	<input type="checkbox"/> 届書記載事項証明書 (11) 350円 通
<input type="checkbox"/> 個人事項証明(戸籍抄本)	(2) 450円	通	<input type="checkbox"/> 受理証明書 (12) 350円 通
<input type="checkbox"/> 除籍全部事項証明	(3) 750円	通	<input type="checkbox"/> 除籍一部記載事項証明書 (13) 450円 通
<input type="checkbox"/> 除籍一部事項証明	(4) 750円	通	<input type="checkbox"/> 戸籍一部事項証明書 (14) 350円 通
<input type="checkbox"/> 除籍謄本	(5) 750円	通	<input type="checkbox"/> 受理証明書(上質紙) (15) 1400円 通
<input type="checkbox"/> 除籍抄本	(6) 750円	通	<input type="checkbox"/> 不在籍証明書 (16) 300円 通
<input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本	(7) 750円	通	<input type="checkbox"/> その他証明( ) (17) 300円 通
<input type="checkbox"/> 改製原戸籍抄本	(8) 750円	通	・(11)届出記載事項証明書 } <b>証明書が必要な場合</b> ・(12)受理証明書 } <b>下記にご記入下さい</b>
<input type="checkbox"/> 附票全部事項証明(附票謄本)	(9) 300円	通	
<input type="checkbox"/> 附票一部事項証明(附票抄本)	(9) 300円	通	届出の種類 ( )届
<input type="checkbox"/> 身分証明書	(10) 300円	通	届出年月日 ( 年 月 日)

### ④税関係

\* 窓口に来た人が、本人又は同一世帯の場合、住所の記入は不要です。

どなたの証明が必要ですか。

<b>住所</b>	南アルプス市		
<b>氏名</b>	※法人の場合は社印を押印して下さい。 		生年月日
			大・昭・平・令 年 月 日
<b>あなたと証明する人との関係</b>	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> その他( )	
<b>使用目的</b>	( )へ提出・車検・ビザ更新・相続・その他( )		
<input type="checkbox"/> 所得証明書( 年度)	(61) 300円	通	<input type="checkbox"/> 軽自動車納税証明書(車検用)
<input type="checkbox"/> 納税証明書( 年度)	(62) 300円	通	下にナンバーをご記入下さい (71) 無料 通
(必要な項目に○をして下さい)市県民税・固定資産税 国民健康保険税・軽自動車税・法人市民税			(山梨 )
<input type="checkbox"/> 評価証明書(土地・家屋)	(63) 300円	通	<input type="checkbox"/> 評価通知書(土地・家屋) (72) 無料 通
<input type="checkbox"/> 課税証明書(市県民税)	(64) 300円	通	<input type="checkbox"/> 名寄課税台帳(現年度) (73) 無料 通
<input type="checkbox"/> 非課税証明書( 年度)	(65) 300円	通	<input type="checkbox"/> 名寄課税台帳(現年度以外)(74) 300円 通
<input type="checkbox"/> 公課証明書(土地・家屋)	(66) 300円	通	<input type="checkbox"/> 地番図(土地図面等)【本片のみ】(75) 300円 通
<input type="checkbox"/> 所得課税証明書( 年度)	(67) 300円	通	<input type="checkbox"/> その他( ) (75) 300円 通
<input type="checkbox"/> 児童手当用所得証明書	(67) 300円	通	●評価・公課証明は、証明が必要な資産の選択ができます。 土地・家屋の所在地 地目 南アルプス市
<input type="checkbox"/> 所在証明書	(68) 300円	通	
<input type="checkbox"/> 住宅用家屋証明書	(69) 1300円	通	
<input type="checkbox"/> 臨時運行許可証【本片のみ】	(70) 750円	通	

※窓口に来た人について、運転免許証などの「本人確認」が法律上のルールになりました。

※基本的な人権及びプライバシーの侵害につながるおそれのある場合は交付できません。

※偽り、その他の不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(住民基本台帳法第50条等)